

介護保険制度とは

介護が必要な状態になっても安心して生活を送ることができるように、高齢者とその家族を社会全体で支えることを目的に2000年4月からはじまり、次のような特徴があります(介護保険法2000年施行)

①自立支援をめざします

②利用者本位のサービスの利用(自ら選択してサービスを受けること)ができます

③給付と負担の関係が明確な「社会保険方式」です

運営は周防大島町が主体となっており、40歳以上の方が加入者として保険料を出し合い、介護を必要とする方がサービスを利用できる仕組みです。

○介護保険サービスを利用するには

まずは介護保険課 地域包括支援センターまたは介護保険班へご相談ください。

65歳以上の方

申請に必要なもの

- 介護保険証



40~64歳の方

(対象:医療保険加入者で、特定疾病に該当する方)
申請に必要なもの

- 加入している医療保険の被保険者証

周防大島町の介護保険担当窓口へ申請してください(各役場の窓口でも申請できます)
※申請書には、主治医やマイナンバーの記入欄があります。

要介護認定

訪問調査:調査員が自宅を訪問して聞き取り調査を行います

介護認定審査:調査結果をコンピュータに入力した一次判定の結果と、主治医の意見書をもとに総合的に審査し、判断します。

認定結果の通知

在宅サービスをご希望される方

要介護1~5の方

居宅介護支援事業者へ依頼

居宅介護支援事業所を選び、ケアプランの作成を依頼します。

要支援1・2の方

地域包括支援センターへ連絡

ケアプランの作成:ケアマネジャーが本人・家族・サービス提供事業者等と、自立支援のためケアプランを作成します。(※施設サービスをご希望の場合は直接各施設にお問い合わせください)

介護保険サービス(在宅サービス)の利用

サービス提供事業者と契約し、ケアプランに基づいて在宅サービスを利用します。

ケアマネジャーってどんな人?

本人に適したケアプランの作成や施設選びなどを行う幅広い介護知識を持った専門職です。ケアマネジャーは居宅介護支援事業所に所属しています(「相談窓口のご紹介」を参照)利用できる介護サービスの内容や介護サービス事業所等、詳細についてはケアマネジャーにご相談ください。なお、ケアプランは自分で作成することもできます。

